

那覇市公報

号外第 6 9 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

○平成 20 年度行政監査の結果について (公表) 1013

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 6 号

平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日

掲 示 済

那覇市監査委員 長嶺 紀雄

同 宮里 善博

同 洲鎌 忠

同 知念 博

平成 20 年度行政監査の結果について (公表)

地方自治法第 199 第 2 項の規定に基づき、行政監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

なお、障害福祉センターの監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により知念博委員は、関与していない。

平成 20 年度 行政監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政事務の執行についての監査(行政監査)

2 監査のテーマ

指定管理者制度について

3 監査の目的

平成 15 年 6 月に地方自治法第 244 条の 2 の一部改正により、公の施設の管理運営については、これまでの管理委託制度に替わって、広く民間事業者の参入を認める指定管理者制度が創設され、同年 9 月から施行された。

本市においても平成 16 年 11 月から那覇市ぶんかテンプス館で指定管理者制度が導入された。また、指定管理者制度導入の円滑な対応を図るため、「指定管理者制度導入に関する指針(平成 17 年 5 月 19 日市長決裁)」を定め、その指針に基づき、平成 19 年度末現在 42 施設が指定管理者制度によって管理運営されている。

本監査は、指定管理者制度導入による経済性、効率性や民間事業者のノウハウの活用や管理基準の策定、指定管理者の選定手続き及び指導、監督など適正な事務執行が確保されているか、同制度が真に市民ニーズに応えるものとなっているか、という観点から、個別施設ごと検証し、今後の公の施設のより適切な管理運営に資することを目的とする。

4 監査の対象事務

平成 17 年度から平成 19 年度までの公の施設の指定管理に係る業務を監査した。

5 監査対象施設及び所管部署

指定管理者制度導入施設 42 施設の中から、過去に行政監査及び財政援助団体等監査を実施した施設を除き、次の 10 施設を抽出し監査した。

- (1) 那覇市伝統工芸館(所管 経済観光部 商工振興課)
- (2) 那覇市ぶんかテンプス館(所管 経済観光部 商工振興課)
- (3) 那覇市 IT 創造館(所管 経済観光部 商工振興課)
- (4) 那覇市精神障害者地域生活支援センター(所管 健康福祉部 障害福祉課)
- (5) 那覇市障害者福祉センター(所管 健康福祉部 障害福祉課)
- (6) 那覇市古波蔵児童館(所管 こどもみらい部 子育て応援課)
- (7) 那覇市母子生活支援センターさくら(所管 こどもみらい部 子育て応援課)
- (8) 那覇市安謝保育所(所管 こどもみらい部 こどもみらい課)
- (9) 那覇市波の上ビーチ広場(所管 建設管理部 公園管理室)
- (10) 那覇市立森の家みんな(所管 教育委員会 学校教育部 総合青少年課)

6 監査の期間

平成 20 年 10 月 8 日から平成 20 年 12 月 25 日

7 監査の方法

監査は、指定管理及びそれに関連する事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類の調査及び事務局による事前調査報告を受けるとともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

また、12 月 1 日、那覇市精神障害者地域生活支援センター、那覇市古波蔵児童館、那覇市母子生活支援センターさくら、那覇市立森の家みんな、那覇市障害者福祉センター、那覇市伝統工芸館、那覇市ぶんかテンブス館を視察した。

8 監査の着眼点

行政監査は、次の事項を着眼点として実施した。

- （１）施設の管理運営は、内容、運営時間等からみて、施設の設置目的に合致しているか。また、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
- （２）管理運営に当たり、公共性、経済性は考慮されているか。
- （３）公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例及び指針等に基づいて適正に行われているか。
- （４）指定管理者に管理を行わせることにより、経済性、効率性の向上は図られているか。また、利用料金制度の導入など指定管理者の経営努力を促す方策が採られているか。
- （５）指定管理者への指導監督は適切に行われているか。
- （６）管理体制、人員配置は、施設の規模等からみて適正なものか。
- （７）利用者満足度は把握されているか。
- （８）施設は十分利用されているか、利用者等が減少傾向にないか。また、利用状況が低率なものについて、問題点が把握され解決について努力されているか。
- （９）指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行われているか。

第 2 施設概要と監査結果

那覇市伝統工芸館

1 施設の概要

所 在 地	那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
所 管 部 署	経済観光部 商工振興課
設 置 目 的	本市における伝統工芸産業の振興及び発展を図るとともに、市民文化の向上に資する。
設 置 根 拠	那覇市伝統工芸館条例

施設の概要	(1) 開所日 平成 16 年 11 月 9 日 (2) 構 造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下 1 階付 5 階建 (3) 管理対象面積 1,356.06 m ² (4) 施設内容 駐車場（地下 1 階 23 台分） 特別展示室、販売場、研修会議室、体験工房琉球紅型、体験工房首里織、体験工房琉球漆器、体験工房壺屋焼、体験工房琉球ガラス、事務所
事業の概要	伝統工芸品の展示及び販売、伝統工芸の実演及び体験、後継者育成・研修、会議や展示のための施設提供、その他市長が必要と認める事業を実施する。

2 指定管理者の指定

指定管理者は、非公募で那覇市伝統工芸館運営審議会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、那覇市議会の議決を経て指定している。

指定管理の施設名、指定管理者、指定期間は次のとおりである。

施 設 名	指 定 管 理 者	指 定 期 間
那覇市伝統工芸館	名 称 那覇市伝統工芸事業協同組合連合会 代表者 会長 桃原 正男 住 所 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号 （てんぶす那覇 2 階）	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日

3 管理運営の内容

那覇市伝統工芸館（以下「工芸館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は次のとおりである。

- (1) 工芸館の事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 工芸館の運営及び維持管理に関すること。
- (3) 利用許可に関すること。
- (4) リスクの責任分担。

4 利用料金と指定管理料

工芸館の利用料金は那覇市伝統工芸館条例第 8 条で規定され、指定管理料（消費税及び地方消費税相当額含む）は年間 1,083 万 2,000 円となっている。

5 利用者の推移

単位：人

年度 施設名	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
特別展示室	16,059	12,555	9,209	7,183	5,628	4,283
工芸体験者	3,354	3,315	3,842	6,828	8,745	7,822
合 計	19,413	15,870	13,051	14,011	14,373	12,105

《資料：平成 19 年度 管理・運営事業報告書》

6 事業収支

単位：円

費 目		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収入	指定管理料	0	10,832,000	10,832,000
	販売収入	13,330,226	11,809,161	11,005,404
	入館料収入	1,742,985	1,320,830	1,048,190
	負担金収入	3,306,482	3,006,846	2,985,603
	賃貸料収入	0	247,021	518,895
	工芸体験収入	17,441,500	21,838,790	18,858,800
	駐車場収入	3,519,000	3,390,384	467,432
	雑収入	358,889	830,710	2,039,062
	収入合計	39,699,082	53,275,742	47,755,386
支出	工芸館管理事業費	1,306,514	2,763,636	2,758,089
	共同販売事業費	10,729,192	10,128,743	10,145,557
	体験教室事業費	12,811,824	15,631,296	13,470,842
	駐車場管理事業費	1,656,000	1,656,000	1,656,000
	工芸館委託管理事業費	0	10,233,850	10,262,720
	管理費	10,181,420	12,024,575	10,142,702
	支出合計	36,684,950	52,438,100	48,435,910
収支差（収入合計 - 支出合計）		3,014,132	837,642	▲ 680,524

指定管理者：那覇市伝統工芸事業協同組合連合会（平成 17 年度は当団体に管理委託。平成 18 年度～平成 21 年度は当団体が指定管理者。）

7 指摘事項

(1) 指定管理者に対する指導、監督について

那覇市伝統工芸館基本協定書第 15 条に基づき、指定管理者は会計年度終了後 30 日以内に事業報告書を提出しなければならないと規定している。しかし、受理した提出書類は対外文書であるにもかかわらず、受付印がない。

また、事業報告書では、事業計画どおり適切に行われたか、事業計画で定められた水準を充足しているか明確でないため、所管部署による現地調査によって履行確認を行う必要があるにもかかわらず、実施していない。

さらに、指定管理者の指定に参考にするために必要な事業評価基準が設定されてなく、実績等についても口頭で指摘したとのことだが、起案や決裁の手続きがなされていない。

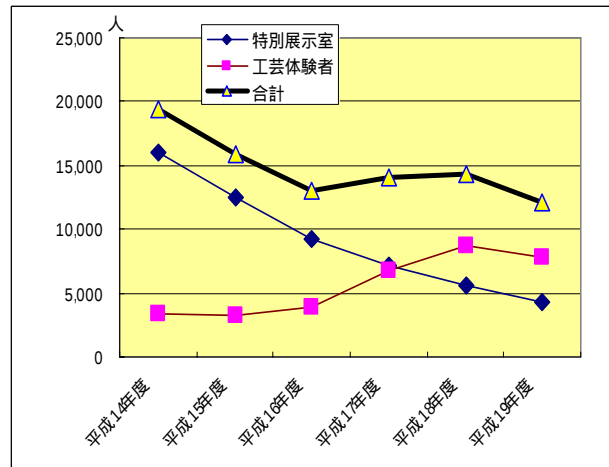
については、指定管理者制度導入に関する指針に基づき、事業評価を行うとともに、指定管理者制度による効果を検証し、事業計画書と事業終了後に提出された事業報告書を精査し、併せて事業計画書・事業報告書の作成基準を示すなど、指定管理者との連携を密にし、必要に応じ適切な指導、監督を行われない。

(2) 入館者の増加対策について

伝統工芸館の工房体験者は増加傾向だが、特別展示室入館者数は激減している。

伝統工芸館の設置目的である「本市における伝統工芸産業の振興及び発展を図るとともに、市民文化の向上に資する」ため、入館者数の増加に、なお一層努められたい。

《資料：平成19年度 管理・運営事業報告書》



(3) 協定書の決裁区分について

那覇市伝統工芸館基本協定及び年度協定締結の起案文書は、経済観光部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

那覇市ぶんかテンプス館

1 施設の概要

所在地	那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
所管部署	経済観光部 商工振興課
設置目的	沖縄の文化及び芸能の産業化並びに人材の育成を図り、もって市民文化の向上及び地域の活性化に資する。
設置根拠	那覇市ぶんかテンプス館条例
施設の概要	(1) 開所日 平成 16 年 11 月 9 日 (2) 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下 1 階付 5 階建 (3) 管理対象面積 3,066.21 m ² (4) 施設内容 駐車場 (地下 1 階 50 台分) FM サテライトスタジオ、ギャラリー、会議室、沖縄料理体験室、和室、SOHO 室、記録・保存室兼研修室、国際通り情報発信ステーション、テンプスホール、音楽スタジオ、レッスンルーム

事業の概要	沖縄に根ざす文化及び芸能活動の支援、起業活動の支援、地域情報の発信、及びその他設置目的を達成するため、テンプスホールの企画運営、体験学習プログラムの実施、スタジオ・ギャラリーの企画運営、IT 関連事業の充実など実施する。
-------	--

2 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市ぶんかテンプス館運営審議会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、那覇市議会の議決を経て指定している。

指定管理の施設名、指定管理者、指定期間は次のとおりである。

施 設 名	指 定 管 理 者	指 定 期 間
那覇市ぶんか テンプス館	名 称 那覇市ぶんかテンプス館管理運営共同企業体（構成員代表株式会社テダハン） 代表者 代表取締役 石垣 博通 住 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号 （那覇市 I T 創造館 506 室）	平成 16 年 10 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日
	名 称 協同組合沖縄産業計画 代表者 代表理事 佐々木 末男 住 所 那覇市上之屋 314 番地 2 （サンメディアビル 3 階）	平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日

3 管理運営の内容

那覇市ぶんかテンプス館（以下「テンプス館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は次のとおり。

- （１）利用の許可、その取消しその他テンプス館の利用に関すること。
- （２）利用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- （３）入居者の光熱水費等の管理・徴収に関すること。
- （４）常設芸能公演及び自主事業（体験学習等を含む。）の実施運営。
- （５）テンプス館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- （６）入居用施設の入居者募集及び選定に関すること。
- （７）その他テンプス館の管理運営に必要な業務。

4 利用料金と指定管理料

テンプス館の利用料金は、那覇市ぶんかテンプス館条例第 10 条で規定されている。指定管理料（消費税及び地方消費税相当額含む）は平成 16 年度 3,011 万 4,000 円、平成 17 年度・平成 18 年度は各 5,500 万円、平成 19 年度 5,000 万円、平成 20 年度 4,800 万円、平成 21 年度 4,700 万円となっている。

5 利用者の推移

単位：人

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
総 利 用 者 数	91,333	72,907	71,175

6 事業収支

単位：円

費 目		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	指定管理料	30,114,000	55,000,000	55,000,000	50,000,000
	常設芸能	1,152,990	2,630,366	2,433,225	1,046,390
	体験学習	38,770	799,330	713,665	480,820
	賃貸収入	4,585,277	21,299,919	26,118,988	26,747,221
	家賃収入	2,938,711	4,306,394	11,443,982	3,258,920
	駐車場収入	2,450,000	7,650,000	0	2,239,231
	駐車場部会収入	0	0	0	13,418,090
	物品販売収入	226,910	1,524,569	764,724	104,553
	自主興行収入	910,668	2,552,389	2,903,104	6,819,528
	その他収入	0	71,956	143,020	638,909
	売上げ値引き戻り高	▲ 36,026	▲ 174,454	▲ 471,911	▲ 756,815
	営業外収益	71,244	115,723	28,951	104,874
	収入合計	42,452,544	95,776,192	99,077,748	104,101,721
支 出	売上原価	16,370,513	26,513,418	16,857,332	10,956,913
	販売費及び一般管理費	49,485,064	66,518,308	63,885,419	91,187,083
	営業外費用	180,327	548,780	724,913	0
	支出合計	66,035,904	93,580,506	81,467,664	102,143,996
収支差 (収入合計 - 支出合計)		▲ 23,583,360	2,195,686	17,610,084	1,957,725

指定管理者：○那覇市ぶんかテンプス館管理運営共同企業体（指定期間：平成 16 年度～平成 18 年度）○協同組合沖縄産業計画（指定期間：平成 19 年度～平成 21 年度）

7 指摘事項

(1) 指定管理者に対する指導、監督について

平成 18 年度まで事業計画書・事業報告書とも、指定管理者から任意の様式で市長あて報告書を提出していた。平成 19 年度から事業報告書について任意の様式を改め、従来の「利用状況報告書」「収支決算書」の他、管理運営事業評価・管理業務実施報告書・事業実施報告書の様式を定め、詳細な事業報告を求めるなど指定管理者制度の趣旨に沿った改善が見られる。

また、事業計画書に基づき、運営報告でその実績と効果等の他、業務実施に評価項目を設け自らの事業を点検していることは評価できる。

しかし、提出書類の中には市の受付印が無いもの、また四半期毎の報告書には、提出日の記載がないものや市の受付印が無いものもある。そのため、那覇市ぶんかテンプス館基本協定書（以下「協定書」という。）第 9 条に基づき、期間内に提出されたか定かでない。

については、指定管理者制度導入に関する指針で定めた「指定管理者の監督」に基づき、提出された報告書の受付等を適切に行われたい。

(2) 指定管理期間終了に伴う原状回復を文書で引き継ぐことについて

協定書第 27 条により「指定管理期間終了に伴う原状回復」等で破損又は汚損部分を原状に回復すると協定している。しかし当施設では、旧指定管理者の指定期間中に原状回復を要する改装はなかったこと、引継ぎは、所管課・旧指定管理者・新指定管理者が立会い、施設修繕や破損物品が無いことを確認したが、文書による引継ぎは行っていない。

今後、利用頻度の増加に伴い施設の破損等が生じるものと思われるので、協定締結時及び指定期間の終了に伴う業務引継時にトラブルが生じないように、文書で確認するなど適切に行われたい。

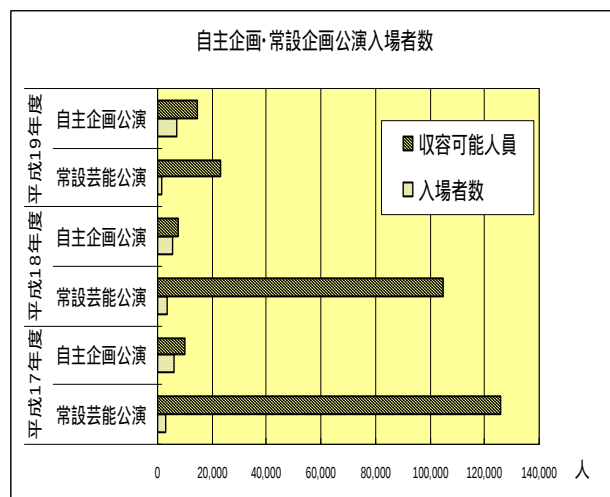
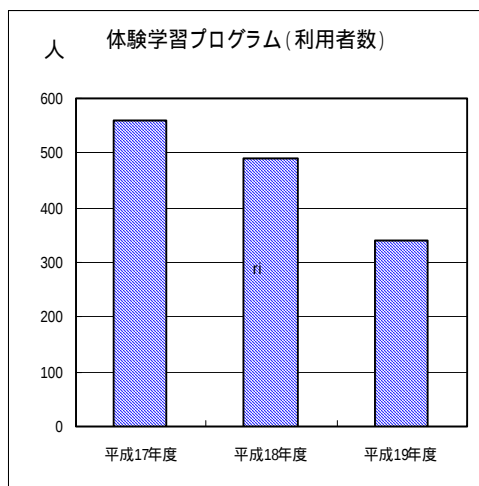
(3) 利用者満足度の把握等について

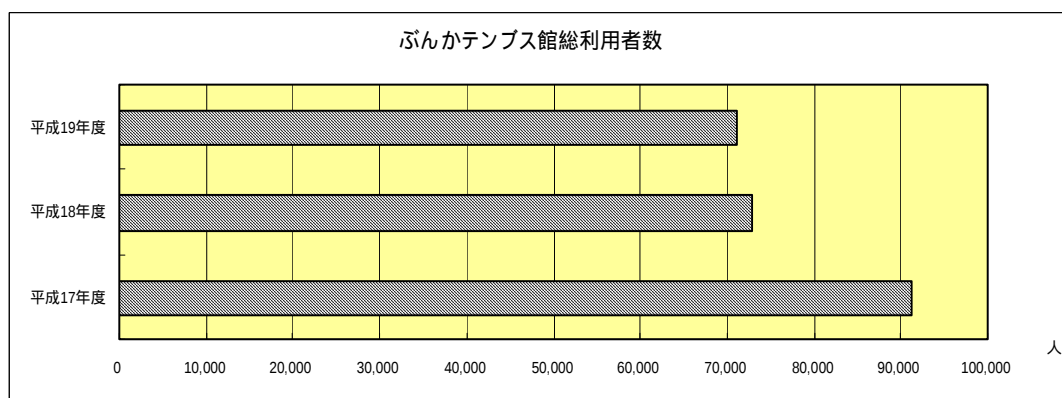
指定管理者制度を導入した施設は、適正かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び利用者への、一層のサービス向上に資するため、管理運営状況について評価を毎年度実施し、また、利用者満足度調査による市民サービスの質の向上及び管理運営の効率化等の検証を通じ、指定管理者制度移行による効果、公募による効果、民間事業者導入の効果等についても分析、検証を行う必要がある。しかし当館では、平成19年度に 1 回、利用者満足度調査を実施したが、分析等は行っていない。

また、ホームページの役割は、発信した情報・新しい情報（予告・予定）を迅速に知らせることで新規利用者の発掘、再利用者の獲得に効果があるといわれているが、平成 20 年 7 月前後ころから同年 11 月初旬まで長期間にわたり更新してなかった。

さらに、下表のとおり体験学習プログラムや自主企画・常設芸能公演などの事業は利用者や入場者などの稼働率が低く、また館利用者数も減少傾向である。

このような状況から、那覇市ぶんかテンプス館の設置目的である「沖縄の文化及び芸能の産業化並びに人材の育成を図り、もって市民文化の向上及び地域の活性化に資する」を達成するため、ホームページを定期的に更新するとともに、利用者満足度調査を実施・分析するなど、その結果を運営管理の改善に役立てるよう、年次計画の承認及び事業実施結果の検証を適切に行われたい。





《資料：平成 17～19 年度決算報告書（ぶんかテンプス館利用状況）》

那覇市 I T 創造館

1 施設の概要

所在地	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号
所管部署	経済観光部 商工振興課
設置目的	情報通信産業を支援するとともに、企業及び市民の情報通信技術に関する知識及び技術の向上並びに地域の活性化に資するため。
設置根拠	那覇市 I T 創造館条例
施設の概要	開所日 平成 15 年 4 月 1 日 建築構造 鉄骨造 5 階建 敷地面積 2,080.48 m ² 延床面積 3,467.71 m ² 施設内容 大会議室、研修室、インターネットコーナー、インターネットカフェ、中核企業室、OJT 企業室、インキュベート室、一般駐車場等
事業の概要	(1) 情報通信技術分野での新規事業及び新規創業活動の支援 (2) 情報通信技術分野での人材育成を図るための OJT 活動の支援 (3) 地域における情報通信技術の推進 (4) その他市長が必要と認める事業

2 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市 I T 創造館運営審議会の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、那覇市議会の議決を経て指定している。

指定管理の施設名、指定管理者、指定期間は次のとおりである。

施設名	指定管理者	指定期間
那覇市 I T 創造館	名称 N A B I O 管理運営共同企業体 構成員 特定非営利活動法人フロム 代表 沖縄推進機構 理事長 仲井眞 弘多 住所 那覇市旭町 114 番地 4 （おきでん那覇ビル 7 階）	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日

3 管理運営の内容

那覇市 I T 創造館の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、次のとおりである。

(1) インキュベーションマネジメント

入居企業のビジネスモデル構築を支援、入居企業の成長を把握、入居企業
の良好な成長を促進、退去企業の市への集積及びサポート等。

(2) 維持管理業務

施設の清掃、警備、設備等の点検等。

(3) 施設の利用許可

インターネット体験用パソコン等の利用許可、大会議室及び研修室の利用
許可、インキュベート室入居者の選定等。

(4) 自主事業

情報サービス産業・個人情報保護人材育成事業、小中学生 I T イベント開
催、パソコン活用講習会等。

4 利用料金と指定管理料

I T 創造館の利用料金は那覇市 I T 創造館条例第 10 条で規定され、指定管理
料は年間 2,222 万円となっている。

5 利用者の推移

利 用 区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
I T 研修室	202 件	194 件	240 件
大会議室	159 件	213 件	167 件
カフェ	-	4,963 人	5,733 人
パソコン利用	20,693 人	18,282 人	19,986 人

6 事業収支

単位：円

科 目		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	委託料	53,000,000	22,220,000	22,220,000
	利用料金	0	30,904,782	31,059,596
	自主事業	0	1,998,410	3,528,600
	計	53,000,000	55,123,192	56,808,196
支 出	人件費	12,444,706	13,356,000	14,112,000
	委託費	22,269,400	22,847,850	22,865,850
	光熱水費	11,512,244	12,146,724	12,180,599
	その他	6,773,650	5,933,113	5,327,344
	計	53,000,000	54,283,687	54,485,793
収 支 差 額		0	839,505	2,322,403

平成 17 年度は委託契約

7 指摘事項

(1) 協定書の決裁区分について

那覇市 I T 創造館基本協定及び年度協定締結の起案文書は、経済観光部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

(2) 指定管理者への指導監督について

指定管理者から提出された事業計画書に具体的な実施内容や実施時期の記載が無く、実績報告書の収支決算においては自主事業収入が明記されていないため、指定管理者が行った業務について十分な検証をすることができず、部長による事業評価も実施していない。

指定管理者制度導入に関する指針では、毎年度終了後、部長が管理運営業務に関する事業評価を行うこととなっていることから、適切な事業計画書や実績報告書を提出させ、当該書類や実地調査等により事業評価を実施し、指定管理者制度導入の効果を発揮するよう指導されたい。

那覇市精神障害者地域生活支援センター

1 施設の概要

所 在 地	那覇市古波蔵 4 丁目 7 番 7 号（古波蔵ふれあい館 2 階）
所 管 部 署	健康福祉部 障害福祉課
設 置 目 的	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条の精神障害者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため。
設 置 根 拠	那覇市精神障害者地域生活支援センター条例
施設の概要	開所日 平成 15 年 1 月 6 日 構 造 鉄筋コンクリートブロック造 3 階建 敷地面積 1,054.71 m ² （県有地） 延床面積 253.91 m ² 施設内容 相談室、静養室、談話室、食堂、調理室、地域交流活動室兼訓練室、多目的トイレ・シャワー室、事務室、その他
事業の概要	（ 1 ）障害者自立支援法（平成 17 年度法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の事業 （ 2 ）その他市長が必要と認める事業

2 指定管理者の指定

指定管理者は、公募により那覇市保健福祉医療審議会への諮問・答申及び庁議の審議を踏まえ、那覇市議会の議決を経て指定している。

指定管理の施設名、指定管理者、指定期間は、次のとおりである。

施 設 名	指 定 管 理 者	指定期間
那覇市精神障害者 地域生活支援セン ター	名 称 社団法人 沖縄県精神障害者 福祉会連合会 代表者 会長 比嘉 秀次 住 所 南風原町字宮平 206 番地の 1	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日

3 管理運営の内容

(1) 施設の運営に関する業務。

- ア 自立訓練事業。
- イ 相談支援事業。
- ウ 地域活動支援事業。
- エ 精神障害に関する正しい知識の普及啓発活動。
- オ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業。

(2) 施設の管理に関する業務。

- ア 保守管理業務。
- イ 環境維持管理業務。

(3) その他の業務。

- ア 事業計画書及び予算の見積書の作成 (毎年度 1 回) 。
- イ 事業報告書、業務実績報告書及び収支決算書の作成 (毎年度 1 回) 。
- ウ 関係機関との連絡調整 (運営委員会等の設置を含む) 。
- エ 自己評価の実施。
- オ その他日常業務の調整。

4 利用者の推移

単位：人

利用者数 年 度	実利用 者 数	延利用 者 数	生活支 援事業	生活相 談事業	地域交 流事業	その他の 地域生活 支援事業
平成 17 年度	371	23,499	14,005	4,762	4,095	637
平成 18 年度	461	12,279	10,281	1,275	370	353
平成 19 年度	521	14,241	10,578	1,845	1,307	511

5 事業収支

平成 18 年 10 月の障害者自立支援法の施行により、精神障害者地域生活支援センター運営事業が相談支援事業及び地域活動支援センター事業へ移行している。

平成 17 年度から平成 19 年度の収支状況は次のとおりである。

単位：円

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
指定管理料 (委託料)	20,887,200	21,431,000	21,431,000
雑 収 入	860,754	0	0
収 入 計	21,747,954	21,431,000	21,431,000
地域生活支援センター運営費	22,043,662	0	0
地域生活支援センター事業	0	9,920,820	0
相談支援事業	0	4,875,200	8,526,000
地域活動支援センター事業	0	6,634,980	12,905,000
支 出 計	22,043,662	21,431,000	21,431,000
収 支 差 額	▲ 295,708	0	0

平成 17 年度は委託料、平成 18 年度～平成 19 年度は指定管理料

6 指摘事項

(1) 指定管理者に対する指導及び監督について

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者が扱う業務に関する基本協定書第 17 条 (事業計画) 及び第 19 条 (予算見積書) については、毎年度 8 月までに、次年度の事業計画書及び予算見積書を提出することになっているが、平成 18 年度分は平成 18 年 3 月 28 日、平成 19 年度分は平成 19 年 3 月 28 日に提出されている。

同協定書第 22 条 (自己評価) の規定によれば、指定管理業務の遂行について、近隣住民及び利用者等の市民に対する調査等により適宜評価し、その結果を那覇市長に報告することになっているが、自己評価は実施されていない。

また、同協定書第 30 条 (運営委員会の設置) の規定によれば、指定管理者は、運営委員会を設置し開催することになっているが、運営委員会は、指定管理者制度導入後 1 回も開催されていない。

基本協定及び指定管理者制度導入に関する指針遵守の観点から、指定管理業務の執行管理状況を的確に把握し、制度導入効果の検証・評価等を行い、適切な指示及び監督に留意されたい。

(2) 協定書の決裁区分について

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者が扱う業務に関する基本協定及び年度協定締結の起案文書は、健康福祉部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

那覇市障害者福祉センター

1 施設の概要

所 在 地	那覇市古島 2 丁目 14 番 4 号
所 管 部 署	健康福祉部 障害福祉課
設 置 目 的	障害者の福祉の増進を図るため
設 置 根 拠	那覇市障害者福祉センター条例
施設の概要	開所日 昭和 58 年 4 月 11 日 構 造 鉄筋コンクリート平屋建 敷地面積 2,803.11 m ² 延床面積 595.97 m ² 施設内容 社会適応訓練室、作業室、機能訓練室、静養室、入浴室、相談室、図書室、事務室
事業の概要	(1) 地域活動支援センター 型事業 (2) 障害者に関する各種相談事業 (3) 障害者に対する機能訓練事業 (4) その他市長が必要と認める事業

2 指定管理者の指定

指定管理者は、非公募により那覇市保健福祉医療審議会への諮問・答申及び庁議の審議を踏まえ、那覇市議会の議決を経て指定している。

指定管理の施設名、指定管理者、指定期間は、次のとおりである。

施 設 名	指 定 管 理 者	指 定 期 間
那覇市障害者福祉センター	名 称 社団法人那覇市身体障害者福祉協会 代表者 会長 高良 幸勇 住 所 那覇市古島 2 丁目 14 番地 4	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日

3 管理運営の内容

(1) 事業運営に関する業務。

- ア 障害者自立支援法第 77 条第 1 項第 4 号の事業。
- イ 障害者に関する各種の相談事業。
- ウ 障害者に対する機能訓練事業。
- エ その他市長が必要と認める事業。
- オ 職員の雇用に関すること。

(2) センターの維持管理に関する業務。

- ア 専門業者に委託できる業務。
施設の清掃、警備、塵芥運搬処理、設備等点検。
- イ 委託できない業務。
管理事務室の管理、駐車場の管理。

(3) センターの利用許可に関する業務。

(4) その他市長が必要と認める業務。

4 利用者の推移

単位：人

年 度	開所 日数	利 用 者 数			障 害 別					
		男	女	計	肢体	聴覚	内部	視覚	その他	計
平成 17 年度	242	4,782	5,611	10,393	8,215	750	464	964	0	10,393
平成 18 年度	243	4,051	4,821	8,872	6,848	551	436	1,037	0	8,872
平成 19 年度	243	3,177	4,100	7,277	5,160	795	333	972	17	7,277

5 事業収支

平成 18 年 10 月の障害者自立支援法の施行により地域活動支援センター 型事業が障害者福祉センターの新規事業として事業開始している。

平成 17 年度から平成 19 年度の収支状況は次のとおりである。

単位：円

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
指定管理料 (委託料)	3,771,000	22,206,000	41,540,000
収 入 合 計	3,771,000	22,206,000	41,540,000
管理運営事業	3,771,000	5,506,000	8,140,000
地域活動支援センター 型事業	0	16,700,000	33,400,000
支 出 合 計	3,771,000	22,206,000	41,540,000
収 支 差 額	0	0	0

平成 17 年度は委託料、平成 18 年度～平成 19 年度は指定管理料

6 指摘事項

(1) 指定管理者に対する指導及び監督について

那覇市障害者福祉センター基本協定書第 10 条(管理口座)及び第 12 条(個人情報保護及び秘密を守る義務)に規定している個人情報保護、専用預貯金口座管理並びに那覇市障害者福祉センター指定管理者事業計画書の管理運営計画に記載されている意見箱の設置及びアンケート調査等について、平成 20 年 10 月 29 日事務局事前調査時点には、主管課は事実関係の把握していなかった。(個人情報保護に関する教育等の随時実施、専用預貯金口座管理については、後日確認した。)

那覇市障害者福祉センター指定管理者事業計画書によればアンケート調査を定期的(半年に 1 回)実施することになっているが、平成 18 年度は実施されてなく平成 19 年 10 月に 1 回実施され一部事業計画書が実施されていないことが分かった。

また、平成 18 年 10 月の障害者自立支援法の施行により、那覇市障害福祉センター年度協定を 263 万 5,000 円増額の変更協定書を締結しているがその詳細(費用内訳)が不明確であった。

基本協定及び指定管理者制度導入に関する指針遵守の観点から、指定管理業務の執行管理状況を的確に把握し、制度導入効果の検証・評価等を行い、適切な指示及び監督に留意されたい。

（２）協定書の決裁区分について

那覇市障害者福祉センター基本協定及び年度協定締結の起案文書は、健康福祉部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

那覇市古波蔵児童館

１ 施設の概要

所 在 地	那覇市古波蔵 4 丁目 7 番 7 号（古波蔵ふれあい館 3 階）
所 管 部 署	こどもみらい部 子育て応援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操を豊かにすること、及び地域における児童健全育成活動の拠点とする。
設 置 根 拠	那覇市児童館及び児童遊園条例
施設の概要	開所日 平成 15 年 4 月 施設の内容 敷地面積 1091 m ² 建築面積 267.75 m ² （鉄筋コンクリート） 開館時間 午前 10 時から午後 6 時まで 休館日 日曜日、国民の祝祭日、年末年始 その他
事業の概要	（１）子どもの育成活動 （２）子ども家庭支援活動 （３）社会参加促進機能

２ 指定管理者の指定

平成 18 年度は、那覇市保健福祉医療審議会から答申を受けた団体を指定管理者予定候補者として決定したが、平成 17 年 12 月議会で不同意となった。その後公募を行うには時間を要することから、非公募とし議会の同意を得て指定管理者に指定している。

平成 19 年度は公募のうえ指定管理者として指定している。

指定管理の施設名、指定管理者及び指定期間は、次のとおりである。

施 設 名	指 定 管 理 者	指 定 期 間
那覇市古波蔵 児童館	名 称 社会福祉法人 ポプラ福祉会 代表者 崎濱 盛喜 住 所 那覇市壺川 2 丁目 5 番地 13	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日
	名 称 社会福祉法人 ポプラ福祉会 代表者 崎濱 盛喜 住 所 那覇市壺川 2 丁目 5 番地 13	平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日

3 管理運営の内容

- (1) 那覇市児童館及び児童遊園条例第 3 条に掲げる事業に関すること。
- (2) 職員の雇用等に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に業務に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

4 管理運営委託料

平成 18 年度の委託料は、年間 982 万 3,000 円を上限額している。

平成 19 年度から平成 23 年度の間の委託料の総額は、4,911 万 5,000 円を上限額としている。

5 利用者の推移

単位：人

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
館延べ利用者数	16,441 人	13,640 人	14,348 人
行事参加者延べ人数	2,322 人	2,008 人	4,653 人
クラブ数	10	8	7

6 事業収支

単位：円

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
委託料	10,280,000	9,823,000	9,823,000
雑収入	0	3,630	109,925
その他の収入	17	931	2,265
収入計	10,280,017	9,827,561	9,935,190
人件費	7,528,869	7,293,957	8,181,944
事務費	1,531,329	1,346,611	964,832
事業費	1,219,819	1,186,993	1,082,086
支出計	10,280,017	9,827,561	10,228,862
収支差額	0	0	▲ 293,672
施設整備等収入	0	0	0
施設整備等支出	352,650	0	0
施設整備等収支差額	▲ 352,650	0	0

平成 17 年度は委託

7 指摘事項

協定書の決裁区分について

那覇市古波蔵児童館基本協定及び年度協定締結の起案文書は、こどもみらい部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

那覇市母子生活支援センターさくら

1 施設の概要

所 在 地	那覇市首里烏堀町 4 丁目 99 番
所 管 部 署	こどもみらい部 子育て応援課
設 置 目 的	児童福祉法に定められた児童福祉施設で、配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させ、母と子の精神的安定と自立を援助し、生活の自立を促進し、地域福祉に貢献すること。
設 置 根 拠	那覇市母子生活支援センター条例
施設の概要	開所日 平成 15 年 8 月 1 日 施設の内容 敷地面積 1,797 m ² 、延べ床面積 1,803.1 m ² 、鉄筋コンクリート 3 階建母子室（20 室）集会室、保育室、事務室、学習室、調理場他
事業の概要	（１）入所した母子の自立にむけての支援（生活支援、就労支援、相談支援、乳幼児の保育、学童保育等） （２）地域の子育て支援事業（病後児保育事業、ショートステイ事業等）

2 指定管理者の指定

那覇市保健福祉医療審議会の答申を受け、那覇市母子寡婦福祉会が（１）母子福祉について理解が深い、（２）設立目的が那覇市母子生活支援センターさくらの設置目的と合致している等の理由から非公募により同団体を予定候補者とし、議会の同意を得て指定している。

指定管理の施設名、指定管理者及び指定期間は、次のとおりである。

施 設 名	指 定 管 理 者	期 間
那覇市母子生活支援センターさくら	名 称 社団法人 那覇市母子寡婦福祉会 代表者 平良美千子 住 所 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4	平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

3 管理運営の内容

- (1) 配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある子女とその者の監護すべき児童を保護すること。
- (2) 上記 (1) に規定する者の自立の促進のためにその生活を支援すること。
- (3) その他市長が必要と認める事業。

4 利用料金と管理運営委託料

利用料金は、那覇市母子生活支援センター条例第 8 条で規定されている。委託料は総額 2 億 3,224 万 5,000 円(5 年分)を上限とし、那覇市母子生活支援センターさくらの運営管理に係る経費については、管理運営委託料をもって充てるものとなっている。

5 利用者の推移

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
乳幼児健康支援一時預かり事業	104 人	91 人	143 人
短期入所生活援助事業	21 人	35 人	45 人
相談件数	243(88)件	229(19)件	696(18)件
母子室の平均稼働率	82.1%	53.8%	42.5%
母子の平均世帯員数	2.6 人	2.4 人	2.8 人

() の数字は入所者相談件数

6 事業収支

単位：円

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
生活支援センター委託料(指定管理委託料)	47,139,000	46,449,000	46,449,000
病後児保育委託料	4,423,200	4,389,000	4,369,000
短期入所委託料	616,000	830,500	1,760,000
利用料金収入	121,280	107,680	290,240
寄付金	0	200,000	0
雑入	312,967	335,171	908,455
繰入金収入	2,000,000	0	0
前年度繰越金	1,896,111	4,848,148	6,918,589
収入計	56,508,558	57,159,499	60,695,284
事務費	48,968,612	48,848,108	50,259,069
支出計	48,968,612	48,848,108	50,259,069
収支差額	7,539,946	8,311,391	10,436,215

平成 17 年度は管理委託

7 指摘事項

(1) 事業評価について

那覇市母子生活支援センターさくらは、平成 18 年度より指定管理者による施設管理を行っているが、所管課はこれまで施設管理運営事業の実績報告は受けているものの、指定管理者制度導入に関する指針に規定している「各部長は、指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、必要に応じ附属機関に諮るものとする。」に基づく、事業評価を行っていない。

サービス向上の実現と経費等の縮減をバランスよく実現していくためには、施設の管理状況を継続的に把握し、適切に監督することが重要であり、その前提なる事業の評価は不可欠のものである。

よって、今後は、施設管理の改善につなげる事業の評価を行うよう努力されたい。

(2) 協定書の決裁区分について

那覇市母子生活支援センターさくら指定管理者基本協定及び年度協定締結の起案文書は、こどもみらい部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

那覇市安謝保育所

1 施設の概要

所 在 地	那覇市安謝 2 丁目 15 番 2 号
設 置 目 的	児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の増進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支えあう内外に開かれた地域福祉社会の形成に資するため。
所 管 部 署	こどもみらい部 こどもみらい課
設 置 根 拠	那覇市安謝福祉複合施設条例
施設の概要	開設年月日：昭和 40 年 6 月 民間委託：平成 14 年 4 月 建築構造：鉄筋コンクリート造 8 階建て 1・2 階部分 延床面積：757.55 m ² 内訳 1 階部分 525.92 m ² 保育室(0 歳児・3 歳児・4 歳児) シャワー・トイレ、医務室、事務室、台所 2 階部分 231.63 m ² 保育室(1 歳・2 歳児) シャワー・トイレ

2 指定管理者の指定

指定管理者は、非公募により那覇市保健福祉医療審議会への諮問・答申、庁議の審査を踏まえ、那覇市議会の議決を経て指定している。

指定管理の施設名、指定管理者、指定期間は次のとおりである。

施 設 名	指 定 管 理 者	指 定 期 間
那覇市安謝保育所	名 称 社会福祉法人 郵住協福社会 代表者 理事長 三木 元子 住 所 那覇市銘苅1丁目19番2号	平成18年4月1日～ 平成23年3月31日

3 管理運営の内容

業務内容

- (1) 入所児童の生活指導、保健衛生その他児童の処遇に関すること。
- (2) 保育所の衛生、整頓その他の環境整備に関すること。
- (3) 保育所の物品等の保全（軽微な修繕を含む）。
- (4) 特別保育事業。
- (5) その他、甲乙が協議して定めた業務に関すること。

4 利用料金と指定管理料

(1) 利用料金

延長保育促進事業

単位：円

区 分	月 額 利 用 料 金		
	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日	土曜日
1時間延長	2,500	3,500	1,000
2時間延長	5,500	6,500	3,000
3時間延長	6,500	7,000	3,500
4時間延長	7,500	8,000	4,500
緊急・一時的な利用	延長開始から1時間は200円、その後は1時間につき300円とする。		

一時保育促進事業

単位：円

区 分	金 額 (日 額)		
	1日利用	半日利用	
		食事あり	食事なし
2歳未満児	1,500	900	750
2歳以上児	1,300	800	650

休日保育事業

単位：円

区 分	金 額 (日 額)	
2 歳未満児	1,800	同一の世帯で保育を受ける児童が2人以上いる場合は、低い方の額(全員が同額の場合は当該額)が適用される児童1人に限り、当該額の10分の8の額とする。
2 歳以上児	1,600	

(2) 管理運営委託料

管理運営委託料は、総額 6 億 4,894 万円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限額とし、平成 17 年度決算額は 1 億 2,924 万 6,440 円、平成 18 年度決算額 1 億 2,611 万 8,650 円、平成 19 年度決算額 1 億 2,381 万 3,184 円である。

5 特別保育事業利用者の推移

単位：人

事 業 名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
障がい児保育	28	48	50
延 長 保 育	6,150	6,144	5,604
休 日 保 育	294	262	244
一 時 保 育	2,291	2,513	1,464
合 計	8,763	8,967	7,362

人数は年間の延べ人数である

6 事業収支

単位：円

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
運営費収入	112,595,130	107,277,750	106,110,110
自主事業収入	5,760,497	6,793,830	6,397,433
経常経費補助金	17,659,510	19,428,440	19,364,214
その他	1,724,012	1,917,860	1,952,600
収 入 計	137,739,149	135,417,880	133,824,357
人件費	102,002,045	102,607,781	104,974,554
事務費支出	8,410,004	7,717,893	8,450,151
事業費支出	19,814,320	18,365,021	17,918,568
その他			150,000
支 出 計	130,226,369	128,690,695	131,493,273
収 支 差 額	7,512,780	6,727,185	2,331,084

平成 17 年度は委託料、平成 18 年度～平成 19 年度は指定管理料

7 指摘事項

(1) 事業評価について

指定管理者制度導入に関する指針では、「各部長は、指定管理者制度による

効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、必要に応じ附属機関に諮るものとする。」と規定しているが、安謝保育所については、事業評価は実施されていない。

今後は、指定管理者制度導入に関する指針を順守し、指定管理者制度による効果を検証できるしくみづくりに努力されたい。

（２）協定書の決裁区分について

那覇市安謝保育所指定管理者基本協定及び年度協定締結の起案文書は、こどもみらい部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

那覇市波の上ビーチ広場

1 施設の概要

所 在 地	那覇市若狭 1 丁目 25 番
所 管 部 署	建設管理部 公園管理室
設 置 目 的	波の上ビーチの利用と相まって市民の健康及び福祉の増進並びに地域の活性化に資するため。
設 置 根 拠	那覇市波の上ビーチ広場条例
施設の概要	開 所 日 平成 18 年 4 月 1 日 広場面積 11,740 m ² 施設内容 上広場、中広場、芝生広場、管理棟、シャワー棟、トイレ、保安灯、遊具等
業務の概要	行為の許可及び利用許可に関する業務 ビーチ広場の維持管理に関する業務 その他市長が必要と認める業務

2 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会の諮問・答申及び庁議の審議を踏まえ、那覇市議会の議決を経て指定している。

指定管理の施設名、指定管理者、指定期間は次のとおりである。

施 設 名	指 定 管 理 者	指 定 期 間
那覇市波の上 ビーチ広場	名 称 社団法人 那覇市観光協会 代表者 会長 米村 幸政 住 所 那覇市牧志 2 丁目 1 番 4 号	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日

3 管理運営の内容

那覇市波の上ビーチ広場（以下「ビーチ広場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、次のとおりである。

(1) 管理運営業務

ビーチ広場における行為の禁止・制限及び監督処分、行為の許可及び利用許可、利用料金の徴収、減免及び還付等。

(2) 維持管理業務

ビーチ広場の清掃、各施設及び遊具等の点検、施設等の修繕等。

(3) 自主事業

バーベキュー事業（テーブル・テント等貸出）売店事業（菓子・軽食等販売）コインロッカー事業（有料提供）等。

4 利用料金と指定管理料

ビーチ広場の利用料金は那覇市波の上ビーチ広場条例第9条で規定され、指定管理料は年間 570 万 1,565 円となっている。

5 利用者の推移

利用区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
ビーチ入場者	155,477 人	111,965 人	108,393 人
バーベキュー	-	188 件	170 件
売店	-	13,272 件	14,913 件

6 事業収支

単位：円

科 目		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	委託料	-	5,701,565	5,701,565
	利用料金	-	1,909,048	1,441,485
	自主事業等	-	9,342,218	9,609,085
	計	-	16,952,831	16,752,135
支 出	人件費	-	2,578,933	2,780,094
	売店事業費	-	4,916,035	5,569,475
	委託費	-	2,230,295	2,252,848
	光熱水費	-	3,761,375	4,085,973
	その他	-	2,180,127	1,959,956
	計	-	15,666,765	16,648,346
収 支 差 額		-	1,286,066	103,789

平成 17 年度は直営

7 指摘事項

(1) 協定書の決裁区分について

那覇市波の上ビーチ広場の管理運営に関する基本協定及び年度協定締結の

起案文書は、建設管理部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

（２）指定管理者への指導監督について

指定管理者制度導入に関する指針では毎年度終了後、指定管理者に管理業務に関する事業報告書を提出させ、部長が事業評価を行うこととなっているが、提出された事業報告書に自主事業に関する記載がなく、部長による事業評価も実施していない。

指定管理者制度による効果を検証するため、事業評価は欠かせないものであることから、事業評価を実施し、その結果により指定管理者を監督及び指導されたい。

那覇市立森の家みんな

１施設の概要

所 在 地	那覇市首里儀保町 4 丁目 79 番地 8（末吉公園内）
所 管 部 署	教育委員会 学校教育部 総合青少年課
設 置 目 的	市内にある自然の中での野外活動及び集団生活を通じて、子どもたちの健全な育成を図るため。
設 置 根 拠	那覇市立森の家みんな条例
施設の概要	開所日 平成 14 年 6 月 1 日 構 造 鉄筋コンクリート 2 階建 敷地面積 1,648.89 m ² （一部公園と共用） 延床面積 1,023.15 m ² 施設内容 研修室（大）、研修室（小）、宿泊室、リーダー室、屋上広場、ピロティー、厨房、管理事務室
事業の概要	自然体験活動及び環境教育に関する事業 集団宿泊生活に関する事業 その他教育委員会が必要と認める事業

２ 指定管理者の指定

指定管理者は、公募により募集を行い、附属機関である那覇市社会教育委員の諮問・答申、庁議の審議を踏まえ、那覇市議会の議決を経て指定している。

指定管理の施設名、指定管理者、指定期間は、次のとおりである。

施 設 名	指 定 管 理 者	指 定 期 間
那覇市立森の家みんな	名 称 特定非営利活動法人エコ・ビジョン沖縄 代表者 理事長 古我地 浩 住 所 那覇市首里鳥堀町 4 丁目 44 番地 1	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日

3 管理運営の内容

(1) 施設の運営に関すること。

- ア 森の家の利用申請受付及び許認可に関すること。
- イ 利用申請に伴うプログラムの相談、指導に関すること。
- ウ 森の家の運営と利用者の安全に関すること。
- エ 利用者の活動をサポートするボランティア及び講師とのコーディネートに関すること。
- オ 利用料金の収受及び管理に関すること。
- カ 施設の維持管理費用の執行に関すること。

(2) 事業に関すること。

- ア 自然に親しむための講座・観察会、環境教育に関する事業を年 4 回程度実施すること。
- イ 森の家の事業の広報、啓発活動に関すること。
- ウ 展示資料の管理、充実に関すること。
- エ その他森の家の設置目的に添う活動の支援に関すること。
- オ 上記の他、指定管理者は自主事業を計画し、実施することができる。

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ア 施設の保守管理
- イ 設備等の保守管理
- ウ 環境維持管理業務

4 利用料金と指定管理料

森の家みんなの利用料金は、那覇市立森の家みんな条例第 9 条で規定され、指定管理料(消費税及び地方消費税相当額含む)は年間 1,115 万円となっている。

5 利用者の推移

単位：人

		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
利用者総数		9,456		8,517		6,568	
高校生以下	一 般	6,676	2,780	5,866	2,651	4,519	2,049
市 内	市 外	8,309	1,147	6,567	1,950	5,484	1,084
宿 泊	日帰り	3,965	5,491	3,441	5,076	3,298	3,270

6 事業収支

単位：円

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
委託料		11,150,000	11,150,000
利用料金		542,300	400,800
自主事業収入		1,777,683	1,611,470
その他収入		0	496,992
収入計	0	13,469,983	13,659,262
施設維持管理費		2,891,759	3,057,281
事業費		1,597,762	2,298,739
人件費		7,222,742	7,134,972
事務費		1,757,720	1,168,270
支出計	0	13,469,983	13,659,262
収支差額	0	0	0

指定管理者：特定非営利活動法人エコ・ビジョン沖縄（平成 17 年度は当団体に管理委託。平成 18 年度～平成 23 年度は当団体が指定管理者。）

7 指摘事項

(1) 災害などの緊急事態対策の構築について

利用者に対する災害などの緊急事態等への対応については、指定管理者導入以前の管理業務委託契約書では明定されているものの、指定管理者基本協定書等においては欠落している。

施設が自然体験活動や環境教育の拠点となっていることから、不特定多数の青少年が利用している。事業実施に伴うケガ等については、一般の保険により、保障されているものの、自然災害や外部からの危険性に対する緊急時の対応体制が構築されていない。災害などの緊急時は、正確で迅速に対処する必要があり、施設を快適かつ安心・安全に利用できるよう緊急時マニュアル等を作成して、関連機関等との連携を図るなど、早急に対策を講じられたい。

(2) 利用者の増加対策及び広報活動について

施設利用者は、平成 17 年度 9,456 人、平成 18 年度 8,517 人、平成 19 年度 6,568 人と平成 18 年度の指定管理者制度導入後、減少傾向となっている。利用者の増加対策として、学校関係者への広報や親子の触れ合い事業の導入などを今後検討していきたいとのことであるが、施設が末吉公園内に立地していることから、公園事業と関連させた事業活動の展開を考慮することも、利用者の増加に資することから、公園管理者との綿密な連携等も図られたい。

施設の市民等への周知については、これまで主に、指定管理者及び総合青少年課のホームページ上での広報を行っている。市民に積極的な利用を促進させるためには、利用者満足度調査、分析等を行うとともに、市民等の利用を喚起させるような広報の周知について図られたい。

（ 3 ） 指定管理者への指導、監督について

基本協定書第 11 条では「指定管理者は、当該年度終了後甲の定めた期日までに実績報告書を提出しなければならない。」と規定しており、指定管理者業務仕様書では、「会計年度終了後、指定管理者は速やかに実績報告書を提出するものとする。」となっている。指定管理者から提出された実績報告書の取扱いについて、平成 17 年度及び平成 18 年度の実績報告書には収受印の押印がないので、教育委員会文書取扱規程を順守されたい。

また、指定管理者制度導入に関する指針は、「各部長は、指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、必要に応じ附属機関に諮るものとする。」と規定しており、施設の管理、住民利用の状況等を把握するための実績報告書の事業評価等も行われていないので、指針に基き毎年度の事業評価等を実施し、施設の管理・運営に反映されたい。